

平成 29 年度 第 7 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	平成 29 年 10 月 25 日(水) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 30 分					
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 14 名 欠席委員 0 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	出
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出
	3	岡添 蔦代	出	10	西崎 梅一	出
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	8	土居 尚行		10	西崎 梅一	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 2 名 事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	長田 玉夫		推進委員	赤松 作男	
	事務局職員	事務局長	吉村 克己	課長補佐	松本 仁志	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

平成 29 年度第 7 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から平成 29 年度愛南町農業委員会第 7 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、8 番、土居 尚行委員と 10 番、西崎 梅一委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願い致します。 受付番号 18 番、御荘長月 268 番 1 外 2 筆でございます。地目・面積は田・6,150 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 195a でございます。 受付番号 19 番、御荘長月 267 番 1 でございます。地目・面積は田・3,643 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 195a でございます。 以上 2 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほど宜しくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありました。それでは、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。18 番お願い致します。
委員	18 番ですが、譲渡人は大阪に在住で、子供もいなく、農業はしておりません。19 番の譲渡人は大洲の方に在住しておりまして、農業はやっておりません。二人とも地主ではありますが、農家ではありません。今回出来れば売りたいということで、譲受人が買うということになりました。譲受人は柑橘と養豚を中

	<p>心にしており、認定農業者の熱心な後継者もおられます。米の方も力を入れるということです。場所は、地図にありますように〇〇のちょうど入口のほうの県道端で、この地区の区画整理した中では一番条件の良い場所ではないかと思っています。なお田中農業委員にも現地を確認してもらっています。以上です。ご審議の程、宜しく願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、18番ご審議願いたいと思います。どうかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>19番、ご審議願いたいと思います。どうかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号13番、御荘和口2453番1、地目・面積は田・453㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上1件でございます。申請につきましては該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出頂いております。ご審議のほど宜しく願い</p>

議長(会長)	<p>致します。</p> <p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。13 番お願い致します。</p>
委員	<p>10 月 2 日申請者立会いの下、現地確認しました。現在同居中の長女の譲受人が父親の譲渡人所有の田んぼを一般個人住宅とするものです。場所については、航空写真があるのですが、旧給食センターの近くで、農免道路から若干下に降りた所です。その他の詳細は、事務局の説明のとおりです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 3 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 56 番は再設定で、御荘平山 1193 番外 1 筆、地目・面積は畑・6,392 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 57 番は再設定で、緑乙 345 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・3,932 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 58 番は再設定で、緑乙 370 番 1 外 9 筆、地目・面積は田・6,409 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 59 番は再設定で、中川 1567 番 1、地目・面積は田・1,136 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 60 番は再設定で、御荘長洲 666 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・</p>

	<p>1,615 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 61 番は新規で、御荘長月 623 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・4,558 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 62 番は新規で、御荘菊川 1634 番、地目・面積は畑・923 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 63 番は新規で、上大道 255 番外 3 筆、地目・面積は田・2,850 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 64 番は新規で、御荘平山 1475 番外 3 筆、地目・面積は畑・6,149 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 65 番は新規で、御荘平山 1181 番外 8 筆、地目・面積は田・602 m²、畑・10,164 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 66 番は新規で、御荘長月 1406 番外 2 筆、地目・面積は畑・27,503 m²のうち対象面積は 13,141 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 20 年でございます。なおこの受付番号は、対象面積が内書きとなっております。これは、今回設定する農地 3 筆の中で、御荘長月 1441 番が全体面積 21,934 m²のうち一部である 7,572 m²のみ利用権を設定するためでございます。その対象区域につきましては、お手元の図面の網掛け部分をご覧ください。</p> <p>受付番号 67 番は新規で、城辺甲 5410 番外 3 筆、地目・面積は畑・4,467 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 27 年 10 か月でございます。</p> <p>受付番号 68 番は新規で、城辺甲 5409 番 2、地目・面積は畑・1,403 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 27 年 10 か月でございます。</p> <p>受付番号 69 番は新規で、緑甲 1025 番外 2 筆、地目・面積は畑・5,610 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 27 年 10 か月でございます。</p> <p>以上 14 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p> <p>議長(会長) それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p> <p>議長(会長) 無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p> <p>委員 (異議なし)</p>
--	---

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 河野 仁

議事録署名人

西崎 梅一

議事録署名人

土居 河野